

防衛庁職員給与法施行令（昭和27年政令第368号）第8条第3項の規定に基づき、防衛庁職員給与簿規則を次のように定める。

昭和30年2月23日

防衛庁長官 大 村 清 一

防衛省職員給与簿等規則

（平19庁訓1・平22省訓29・改称）

改正 昭和31年3月12日庁訓第12号
昭和33年5月14日庁訓第25号
昭和34年6月5日庁訓第34号
昭和35年8月23日庁訓第40号
昭和35年10月12日庁訓第48号
昭和36年8月11日庁訓第46号
昭和36年10月11日庁訓第61号
昭和37年11月20日庁訓第78号
昭和38年4月25日庁訓第18号
昭和40年2月26日庁訓第9号
昭和42年12月27日庁訓第41号
昭和44年5月17日庁訓第24号
昭和48年11月27日庁訓第60号
昭和59年6月30日庁訓第37号
昭和60年4月6日庁訓第19号
平成2年10月1日庁訓第38号
平成10年3月25日庁訓第12号
平成13年1月6日庁訓第2号
平成13年3月23日庁訓第22号
平成13年3月27日庁訓第30号
平成13年3月27日庁訓第30号
平成14年3月18日庁訓第4号
平成16年3月29日庁訓第23号
平成18年3月27日庁訓第12号
平成18年3月31日庁訓第63号
平成18年7月28日庁訓第83号
平成19年1月5日庁訓第1号
平成19年3月30日省訓第28号
平成19年8月30日省訓第145号
平成20年3月25日省訓第12号
平成21年3月31日省訓第31号
平成21年5月29日省訓第36号
平成21年12月25日省訓第66号
平成22年6月30日省訓第29号
平成27年10月1日省訓第39号
令和2年12月28日省訓第67号
令和4年3月15日省訓第10号
令和6年3月29日省訓第50号

（給与簿の作成）

第1条 防衛省の職員（一般職に属する職員、予備自衛官、即応予備自衛官、予備自衛官補、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第4条第1項の学生をいう。）、生徒（同項の生徒をいう。）及び非常勤の者を除く。以下「職員」という。）の給与は、この訓令の定めるところにより、給与簿を作成して支払わなければならない。

（昭36庁訓61・昭37庁訓78・昭48庁訓60・平2庁訓38・平10庁訓12・平14庁訓14・平18庁訓83・平19庁訓1・平19省訓145・平21省訓66・一部改正）

（自衛官及び自衛官候補生以外の職員の給与簿）

第2条 自衛官及び自衛官候補生以外の職員の給与簿については、一般職に属する国家公務員の例による。

2 防衛省職員給与留守宅渡実施規則（昭和35年総理府令第48号。以下「留守宅渡実施規則」という。）の規定による給与の留守宅渡を行う場合における自衛官及び自衛官候補生以外の職員の給与簿については、この訓令中留守宅渡を行う場合において作成すべき

給与簿に関する規定を準用する。

(昭35庁訓40・昭40庁訓9・平19庁訓1・平22省訓29・一部改正)

(自衛官及び自衛官候補生の給与簿)

第3条 自衛官及び自衛官候補生の給与簿は、勤務状況通知書、職員別給与簿及び基準給与簿とする。

(昭35庁訓40・昭44庁訓24・平22省訓29・一部改正)

(勤務状況通知書)

第4条 勤務状況通知書は、各自衛官及び各自衛官候補生について、その勤務を管理する単位別に、給与期間(自衛官にあつては月又は防衛省の職員の給与等に関する法律第11条第1項ただし書の各期間をいい、自衛官候補生にあつては月をいう。以下同じ。)ごとに作成する。

(昭36庁訓46・全改、昭36庁訓61・平2庁訓38・平19庁訓1・平22省訓29・一部改正)

第5条 勤務状況通知書には、前条の規定によりこれを作成する単位の長(以下「監督者」という。)が指定した者(以下「勤務状況管理者」という。)が各自衛官及び各自衛官候補生について、その勤務時間を管理するため作成する記録(以下「出勤簿」という。)及びその他の記録に基づいて次に掲げる事項を記入するものとする。ただし、営舎内(船舶内を含む。)居住を命ぜられている自衛官及び自衛官候補生については、出勤簿を省略することができる。

- (1) 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(以下「令」という。)第7条の2の規定により俸給並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当を減額する時間
- (2) 令第12条第7項の規定により航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当を減額する時間並びに令第12条の4の規定により営外手当を減額する時間
- (3) 令第8条の3第4項の規定により俸給の特別調整額を支給しない期間及び令第9条の5の規定により通勤手当を支給しない期間
- (4) 特殊勤務手当及び航海手当の額の計算上必要な事項
- (5) 令第17条の10の2第1項ただし書の規定により自衛官候補生手当を減額する期間
- (6) その他給与の計算上必要な事項

(昭31庁訓12・昭33庁訓25・昭34庁訓34・昭35庁訓48・昭36庁訓46・昭42庁訓41・昭44庁訓24・平2庁訓38・平13庁訓30・平16庁訓23・平18庁訓63・平19庁訓1・平19省訓28・平22省訓29・一部改正)

第6条 勤務状況管理者は、給与期間の終了後速やかに前条に掲げる事項を勤務状況通知書に記入し、これに監督者の証明を得て、次の表の左欄に掲げる組織に所属する自衛官又は自衛官候補生につき、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「幕僚長等」という。)が定める組織の区分(以下「給与支払機関」という。)の給与の支払事務を行う者(留守宅渡を行う場合において、給与の留守宅渡及び扶養親族に関する届出の特例手続に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第39号)第5条第1項本文の規定により、留守宅渡実施機関の長が職員別給与簿の引継を受けているときは、当該留守宅渡実施機関の給与の支払事務を行う者とする。以下同じ。)に送付しなければならない。

防衛省本省の内部部局	防衛事務次官
防衛大学校	防衛大学校長
防衛医科大学校	防衛医科大学校長

防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部及び自衛隊サイバー防衛隊	統合幕僚長
陸上幕僚監部並びに陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関	陸上幕僚長
海上幕僚監部並びに海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関	海上幕僚長
航空幕僚監部並びに航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関	航空幕僚長
情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察監
地方防衛局	地方防衛局長
防衛装備庁	防衛装備庁長官

(昭34庁訓34・昭37庁訓78・昭44庁訓24・昭48庁訓60・昭59庁訓37・昭60庁訓19・平13庁訓2・平18庁訓12・平18庁訓83・平19庁訓1・平19省訓145・平20省訓12・平22省訓29・平27省訓39・令4省訓10・一部改正)

(職員別給与簿)

第7条 職員別給与簿は、各自衛官について毎年作成する。

2 各自衛官候補生の職員別給与簿についても前項と同様とする。この場合において、各自衛官候補生について作成された職員別給与簿は、同項の規定にかかわらず、これを当該年における自衛官としての職員別給与簿として引き続き使用することができる。

(昭34庁訓34・平22省訓29・一部改正)

第8条 職員別給与簿には、給与期間につき次に掲げる事項を給与の支払事務を行う者が記録するものとする。

- (1) 俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、本府省業務調整手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（特地勤務手当に準ずる手当を含む。）、管理職員特別勤務手当、乗組手当、航空手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当、航海手当、営外手当、期末手当、勤勉手当、自衛官候補生手当その他の給与の支給額
- (2) 通勤手当の返納額
- (3) 所得税、共済組合掛金、宿舍費、住民税その他の控除額
- (4) 現金支給額
- (5) 留守宅渡額

(昭33庁訓25・昭35庁訓40・昭35庁訓48・昭36庁訓46・昭42庁訓41・平13庁訓30・平16庁訓23・平18庁訓63・平19省訓28・平21省訓31・平21省訓36・平22省訓29・令6省訓50一部改正)

第9条 幕僚長等又はその委任を受けた者が指定する人事の事務を担当する者は、給与の計算について必要とする事項を、すみやかに、給与の支払事務を行なう者に通知しなければならない。

(昭38庁訓18・全改)

(基準給与簿)

第10条 基準給与簿は、給与支払機関別に、かつ、給与期間ごとに作成する。

第11条 基準給与簿には、職員別給与簿に記載された事項を給与の支払事務を行う者が集録するものとする。

(自衛官及び自衛官候補生の給与簿の記載及び証明)

第12条 給与の支払事務を行う者は、自衛官及び自衛官候補生の給与簿の記載及び計算を行うに当たっては、正確かつ適法に行わなければならない。

2 給与支払機関の長は基準給与簿の記載及び計算が正確かつ適法であることを証明しなければならない。

(平22省訓29・一部改正)

~~**第13条** 削除~~

(平13庁訓22・平22省訓29・削除)

(自衛官及び自衛官候補生に対する給与の支払)

第13条 給与の支払事務を行う者は、基準給与簿に基づいて、給与を自衛官及び自衛官候補生に支払わなければならない。この場合には、基準給与簿に基づいて作成された給与支給明細書を自衛官及び自衛官候補生に交付しなければならない。

2 自衛官及び自衛官候補生が給与の支払を受けるときには、基準給与簿に受領した旨を示さなければならない。

(昭35年庁訓40・昭44庁訓24・平22省訓29・令2省訓67・一部改正)

(給与の留守宅渡を行う場合の取扱い)

第14条 留守宅渡実施規則第3条の規定による留守宅渡実施機関の給与の支払事務を行う者は、給与の留守宅渡を行うに当たっては、基準給与簿に基づいて、給与を給与代理受領人(令第1条の2第1項に規定する給与代理受領人をいう。以下同じ。)に支払わなければならない。この場合には、基準給与簿に基づいて作成された留守宅渡給与支給書を給与代理受領人に交付しなければならない。

2 給与の支払事務を行う者は、給与代理受領人に対し留守宅渡の給与を支払うときは、給与代理受領人に給与を受領した旨を基準給与簿に示させるものとする。ただし、留守宅渡実施規則第5条第2項ただし書の規定による隔地払により支払う場合にはこの限りでない。

3 給与の支払事務を行う者は、給与代理受領人に対し直接留守宅渡の給与を支払うときは、当該給与代理受領人に係る給与代理受領人指定通知書(留守宅渡実施規則第4条に規定する給与代理受領人指定通知書をいう。)の提示を求めるものとする。

(昭35年庁訓40・追加、昭36庁訓46・昭44庁訓24・平22省訓29・令2省訓67・一部改正)

(自衛官任用一時金管理簿の作成等)

第15条 自衛官任用一時金の支給を受けた自衛官ごとに自衛官任用一時金管理簿を作成する。

2 自衛官任用一時金の支給及び償還事務を行う者は、自衛官任用一時金管理簿により、自衛官任用一時金の支給及び償還の状況を記録し、把握しておかななければならない。

(平22省訓29・追加)

(自衛官任用一時金の償還事務手続)

第16条 陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が指定する自衛官任用一時金の償還管理者は、防衛省の職員の給与等に関する法律第26条の2第3項本文に規定する場合においては、速やかに、国が支給した自衛官任用一時金の額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を記載した自衛官任用一時金の償還金額等通知書を

償還義務者（同項本文の規定の適用を受ける者をいう。）に送付するとともに、俸給支給機関の指定等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第9号）第10条の規定により当該償還義務者に自衛官任用一時金を支給した俸給支給機関の長に自衛官任用一時金の償還が行われる旨を通知するものとする。

2 前項の自衛官任用一時金の償還金額等通知書の様式は、別記様式のとおりとする。

3 前2項に定めるもののほか、自衛官任用一時金の償還の手続については、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）その他の法令の定めるところによる。

（平22省訓29・追加）

（委任規定）

第17条 この訓令に定めるもののほか、給与簿、出勤簿、給与支給明細書及び自衛官任用一時金管理簿の様式その他細部に関し必要な事項は、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める。

（昭35庁訓40・追加、平22省訓29・一部改正）

附 則

1 この訓令は、昭和30年2月23日から施行する。

2 この訓令施行前に行つた給与簿、出勤簿及び給与支給明細書については、この訓令の相当規定に基いてなされたものとみなす。

附 則（昭和31年3月12日庁訓第12号）

1 この訓令中空艇予備員に係る部分以外の規定は昭和30年8月1日から、空艇予備員に係る部分の規定は同年12月13日から適用する。

附 則（昭和33年5月14日庁訓第25号）

この訓令は、昭和33年5月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（昭和34年6月5日庁訓第34号）

1 この訓令は、昭和34年6月5日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 昭和34年4月1日から同年9月30日までの間における改正後の防衛庁職員給与簿規則第8条第2号の規定の適用については、同号中「共済組合掛金」とあるのは、「共済組合掛金、恩給国庫納金」と読み替えるものとする。

附 則（昭和35年8月23日庁訓第40号）

この訓令は、昭和35年8月23日から施行する。

附 則（昭和35年10月12日庁訓第48号）

この訓令は、昭和35年10月12日から施行し、同年6月9日から適用する。

附 則（昭和36年8月11日庁訓第46号）

この訓令は、昭和36年8月11日から施行する。ただし、第4条の改正規定は同年4月1日から、第15条第2項の改正規定は同年6月15日から適用する。

附 則（昭和36年10月11日庁訓第61号）（抄）

この訓令は、昭和36年10月11日から施行する。

附 則（昭和37年11月20日庁訓第78号）（抄）

（施行月日）

1 この訓令は、昭和37年11月20日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則第21条第2項の規定は昭和37年4月1日から、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則別表第3ハの規定は同年10月1日から、この訓令による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令の規定（第2条の3を除く。）、この訓令による改正後の防衛庁職員給与簿規則の規定、この訓令による改正後の防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令の規定、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則（第24条及び別表第3二及びホの規定、この訓令による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定

は同年11月13日から、この訓令による改正後の防衛庁職員給与施行規則第18条の規定は同年11月13日から適用する。

附 則（昭和38年4月25日庁訓第18号）

この訓令は、昭和38年4月25日から施行する。ただし、この訓令による改正後の俸給支給機関の指定等に関する訓令、防衛庁職員給与簿規則、防衛庁職員の特別昇給の基準等に関する訓令及び参事官等の初任給の決定基準の特例に関する訓令は昭和37年10月1日から、この訓令による改正後の食事代に関する訓令は、同年12月1日から適用する。

附 則（昭和40年2月26日庁訓第9号）（抄）

この訓令は、昭和40年2月26日から施行し、昭和39年9月1日から適用する。

附 則（昭和42年12月27日庁訓第41号）（抄）

1 この訓令は、昭和42年12月27日から施行する。

附 則（昭和44年5月17日庁訓第24号）

この訓令は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和48年11月27日庁訓第60号）

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月23日庁訓第22号）（抄）

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月27日庁訓第30号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成16年3月29日庁訓第23号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。ただし、第8条中第4号を第5号とし、第1号の次に1号を加える改定規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日庁訓第12号）（抄）

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日省訓第12号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年3月31日省訓第31号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中目次（「第27条の10 船舶検査等手当」を「第27条の10 海上警備等手当」に改める部分に限る。）及び第27条の10の改正規定は、同年3月31日から施行し、同年3月13日から適用する。

【防衛省職員給与簿規則及び期末手当及び勤勉手当に関する訓令の一部を改正する訓令】

附 則（平成21年5月29日省訓第36号）

この訓令は、平成21年5月29日から施行する。

附 則（平成21年12月25日省訓第66号）（抄）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日省訓第29号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第35条（防衛省所管物品管理取扱規則別記様式第34及び別記様式第43の改正規定に限る。）の規定令和3年1月1日

（2）第4条、第8条、第51条、第67条（演習場周辺住宅防音事業補助金交付要綱別記第3号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）及び第80条（防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第29号様式及び別記第35号様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）を除く。）の規定令和3年4月1日

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年3月15日省訓第10号）

この訓令は、令和4年3月17日から施行する。ただし、第19条の規定による改正後の自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の占める官職を定める訓令別表第2ヌ中第4潜水隊に係る規定は、令和4年3月9日から適用する。

附 則（令和6年3月29日省訓第50号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。